

第3節 オゾン層保護のためのフロン対策

◎ 現況と課題

地球の大気圏にあるオゾン層※は、太陽光に含まれる有害な紫外線を吸収する役割を果たしており、オゾン層が破壊されると、皮膚がんや白内障、免疫低下など人体への被害や生態系への悪影響が懸念されます。

オゾン層の破壊は、冷蔵庫やエアコンの冷媒などに使用されているフロン（CFC、HCFC）の大気放出によって進むことが明らかになっています。

フロンについては、1995年に特にオゾン層の破壊に関係が深いとされる特定フロン（CFC）の生産が全廃されました。また、HCFCについても、先進国では2020年、途上国でも2040年までに生産が全廃される予定です。

しかし、安定した性質を持ち、分解されにくいいため、それまでに生産され、使用されているフロンが、地球上にはまだ多く存在しています。

そこで、フロン類※の回収については、家電リサイクル法※（平成13年4月施行）、フロン回収破壊法（平成14年4月施行）、自動車リサイクル法※（平成17年1月完全施行）により、それぞれの製品に含まれるフロン類の回収が義務付けられています。

しかしながら、国の試算によると、業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収率は3割程度に留まっていることに加え、機器使用時の漏えいもあるほか、高い温室効果を持つフロン類（HFC）の排出量も急増しています。

このため、フロン類のライフサイクル全体で対策を講じるべく、フロン類及びフロン使用製品のメーカー等や業務用冷凍空調機器の管理者に対して、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化を求めること等を目的として、平成25年6月にフロン回収破壊法が改正され、フロン排出抑制法※となりました（平成27年4月施行）。

地球環境保全の観点から、地球温暖化の緩和及びオゾン層保護は重要であり、法律に基づくフロン類の使用の合理化及び管理の適正化を図っていく必要があります。

表1-1 フロン類回収量（平成23～25年度：千葉県）

（単位：トン）

回収した機器の種類 （適用法）	23年度	24年度	25年度	25年度の内訳		
				CFC	HCFC	HFC
業務用冷凍空調機器 （フロン回収破壊法）	158.0	174.1	176.7	9.9	111.4	55.4
自動車用エアコン （自動車リサイクル法）	37.3	35.4	33.7	0.6	—	33.1
家庭用冷蔵庫、エアコン （家電リサイクル法）	102.6	95.6	122.1	—	—	—
合計	297.9	305.1	332.5	—	—	—

（注）家庭用冷蔵庫、エアコンの回収量は推計値です。

◎ 目指す環境の姿

フロン類が大気中に排出されないよう、使用機器からの回収・処理が適正に行われています。

◎ みんなの行動指針

県民 (家庭)	<ul style="list-style-type: none"> ○ノンフロン※冷蔵庫、ノンフロンカーエアコンを使用した自動車など、代替物質を使用した製品の利用を図ります。 ○冷蔵庫やエアコンを廃棄する時は、家電リサイクル券を購入し、家電小売店に回収を依頼します。 ○自動車を廃棄するときは、登録を受けた引取業者に引き渡します。
市民活動 団体	<ul style="list-style-type: none"> ○オゾン層保護など地球環境保全に関する意識啓発に取り組みます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○フロン類の製造・輸入業者は、温室効果の低いフロン類等の製造などフロン類の使用の合理化に取り組みます。 ○フロン類使用製品の製造・輸入業者は、製品のノンフロン化や温室効果の低い冷媒への転換に取り組みます。 ○フロンを使った製品(特定製品)を使用する事業者は、冷却性能の低下等の異常が認められた場合、冷媒漏洩の可能性があるので、速やかに補修その他必要な措置を講じます。 ○関連事業者は、特定製品に使用されているフロンの回収及び破壊の意義及び法を遵守するために必要な知識について、従業員その他関係者に十分理解させるよう周知徹底します。 ○フロンが充填されている機器を扱う事業者は、回収、引渡し等の際にフロンが大気中に放出しないようにします。 ○フロンの入った製品を回収した事業者は、フロンを大気放出させることなく、確実に許可を受けた破壊業者に引き渡します。 ○フロンの引渡しを受けた破壊業者は、大気放出させることなく、確実に破壊します。
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○オゾン層保護とフロン使用・回収の関係を周知し、オゾン層保護の重要性の意識啓発を図ります。 ○家電リサイクル法の周知を図ります。
県	<ul style="list-style-type: none"> ○オゾン層保護とフロン使用・回収の関係を周知し、オゾン層保護の重要性の意識啓発を図ります。 ○フロン排出抑制法、自動車リサイクル法などの定めに基づき、フロンの適正な充填・回収・破壊処理を推進します。 ○フロン排出抑制法に基づき、業務用冷凍空調機器の管理者に対し、当該製品の使用等に関して必要に応じて指導等を行います。

◎ 県の施策展開

1. フロン類の管理の適正化の推進【廃棄物指導課】

- ・フロン類の適正な充填及び回収のため、フロン排出抑制法及び自動車リサイクル法に基づき、フロン類充填回収業者等の登録を促進します。
- ・不適正処理の防止のため、フロン類充填回収業者等への立入検査、指導を適時適切に行います。
- ・フロン排出抑制法に基づき、業務用冷凍空調機器の管理者に対し、当該製品の使用等に関して必要に応じて指導等を行います。

2. オゾン層保護、フロン対策に関する啓発の実施

【廃棄物指導課・循環型社会推進課】

- ・オゾン層保護対策推進月間（9月）に合わせて市町村にポスター、チラシを配付するなど、県民・事業者に対しフロン回収の依頼、オゾン層保護の重要性等を訴えていきます。

3. 大気中のフロン濃度の常時監視【大気保全課】

- ・県内の大気中のフロン濃度の測定を行います。

◎ 計画の進捗を表す指標

項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
フロン類の不適正処理事案の発生数	輸送中のフロンガスの漏出やフロン類を含む電気機器の不法投棄事例が見受けられます。 (平成 18・19 年度)	無くします。 (毎年度)